

長期休暇中における昼食について

令和6年度の夏休みから、お弁当を児童館に届けてもらうことができる取り組みを試行しています。

保護者の皆様より、ご好評のお声や継続を希望されるお声をたくさんいただきましたので、

今後も取り組みを継続することになりました。ぜひご活用ください。

円滑な運営のために以下の事項を遵守いただきますようお願いいたします。

**お弁当の注文先の指定はありませんが、取り違え等を防ぐ観点から、
次の事項を遵守いただきますようお願いいたします。**

1. 注文、お支払いについて

(1) 注文は業者と保護者間で行ってください。

(2) 支払いは業者と保護者間で行ってください。

※児童館でのお支払い（着払い等）を行うことはできません。

2. お弁当について

(1) 要冷蔵のもの（常温で溶けてしまうもの等）、お湯を注ぐ必要があるもの、レンジ等での温めが必須なものは対応できません。

(2) 容器等のごみや、お弁当の残り（汁物含む）は各自持ち帰ってください。

(3) お弁当の容器について、宅配業者に回収してもらう必要がないものとしてください。

(4) 他児童と弁当等を分け合うことはできません。

(5) 注文した後、児童クラブ欠席等の理由で昼食が不要になった場合は、宅配業者に連絡し、確実に注文をキャンセルしてください。

3. 配達について

(1) 配達時間を午前10時00分から正午の間に指定してください。

(2) 弁当等に児童の名前を明記してもらってください。

(3) お弁当の児童館での受け取りは長期休暇ごとに定めている配達可能期間に限ります。

※注文した日の朝の送りの際に、お弁当を注文した旨を児童館職員に一声かけてください。

※これらの事項を遵守していただけない場合、業者から弁当等を受け取れない場合があります。

4. 注文先業者について

弁当注文先の指定はありませんが、次の宅配業者は上記の条件に対応することができると伺っているため、参考にしてください。

・宅配クック123 大府東海店（電話 0562-85-4411）

※献立や注意事項等、最新情報は東浦町HP「放課後児童クラブの長期休暇中の昼食について」をご確認ください。



東浦町 HP

5. その他

児童クラブへ持参する昼食については、手作りのお弁当のみではなく、コンビニやスーパー等で購入したものも可としております。

長期休暇ごとに配達可能期間や遵守事項等を更新しますので、最新情報は東浦町HP「放課後児童クラブの長期休暇中の昼食について」をご確認ください。